

第6回大町市水道事業等経営審議会議事録

日時 令和8年8月17日（月）

午後2時から

場所 大町市役所東大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 承認事項

第5回審議会議事録の承認について

4 審議事項

諮問2. 水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関する事

(1) 水道料金の改定について（資料：別紙「水道料金の改定について」）

(2) 答申（案）について（資料：別紙「答申（案）」）

5 その他

(1) 答申について

日時 令和8年9月29日（火）午前9時から

場所 大町市役所本庁舎2階応接室

(2) その他

6 閉会

○出席委員（敬称略） 11名

塩入博仁	丸山充茂	内川亨	伊藤賢市	北澤貴美子	小林治男
内山重喜	松田邦正	高橋知征	川井伸夫	勝山賀寿喜	

○欠席委員（敬称略） 3名

古畑永典 中島喜一 大厩一裕

○事務局

平林建設水道部長 海川上下水道課長 佐藤課長補佐兼企画業務係長
遠山課長補佐兼経理係長 今溝課長補佐兼施設係長 宮下経理係主任
土屋経理係主事

《開会午後 2 時》

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 承認事項

第 5 回審議会議事録の承認について

課長：去る 7 月 7 日に開催いたしました、第 5 回審議会の議事録（案）につきまして、事前に委員の皆様へ送付し、内容をご確認いただいております。字句の修正等、特にご指摘はありませんでした。ご承認をいただけますでしょうか。

（承認）

ありがとうございます。それでは、第 5 回審議会議事録を承認させていただきます。それでは、4 審議事項になります。進行につきましては、会長に進めていただきます。それでは、会長お願いいたします。

4 審議事項

会長：ここから審議に入ります。諮問の 2 であります、水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関することといたしまして、（１）水道料金の改定について事務局より説明をお願いします。

経理係長：資料の水道料金の改定についてをご覧ください。本日は、前回審議会で確認した料金改定の必要性を踏まえ、具体的な料金表をどのように組み立てるかをご説明いたします。まず、料金収入の不足額と必要な改定率を確認し、次に総括原価を基本料金と超過料金へどう配分するかを整理します。その上で、現在の水道利用の実態を確認し、3 つの料金案について、一般家庭や事業者への影響、負担の公平性、将来の安定性などを比較します。本日は、この 3 案の特徴をご理解いただき、今後の料金体系の方向性についてご審議をお願いいたします。資料の順番に沿って、負担の違いがどこから生じるのかも丁寧に説明していきます。

2 ページをご覧ください。前回の審議会では、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間について、料金で回収すべき総括原価と、現行料金のままで得られる料金収入を比較しました。必要な総括原価は約 12 億 6,100 万円、料金収入の見込みは 11 億 1,500 万円で、約 1 億 4,600 万円の不足が生じる見込みです。この不足を解消するには、全体として平均 13% から 14% 程度の値上げが必要であることをご了承いただきました。今回は、この改定率を基本料金と超過料金にどのように配分するかを検討いたします。なお、13～14% は全体の平均であり、すべての利用者が一律に同じ金額だけ上がるという意味ではございません。

事務局：続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。料金改定の検討手順についてご説明いたします。料金改定の検討は大きく 2 段階で進めます。第 1 段階、ステップ 1 では、料金体系の設定です。日本水道協会の水道料金算定要領を参考に、必要

な経費を、基本料金と超過料金にどう振り分けるかを整理いたします。第2段階、ステップ2では、料金表の確定です。第1段階の考え方をもとに、複数の料金表案を作成し、利用者への影響や負担のバランスを比較して、最終的な料金表を検討いたします。本日は考え方だけでなく、実際の料金額まで具体的にお示ししながら、ご審議いただきます。この2段階を分けることで、まず考え方を確認し、その後に、具体的な負担額を比較できるようにしています。

4ページをご覧ください。ステップ1の総括原価の分解方法になります。料金で回収する総括原価は、費用の性質に応じて、需要家費、固定費、変動費の3つに分けて考えます。需要家費は、使用量に関係なく、検針や料金請求、メーター管理など、利用者がいることで発生する費用で、基本料金に反映します。固定費は、施設の維持管理費や、減価償却費、支払利息など、水を使う量にかかわらず、必要となる費用です。変動費は、動力費や薬品費など、使用水量の増減に応じて変わる費用で、主に超過料金に反映いたします。この区分を行うことで、どの費用を誰がどのように負担するのかを、できるだけ分かりやすく整理できます。

続きまして、5ページに移ります。総括原価の配分です。先ほど、3つに分けた費用を基本料金と超過料金に配分いたします。総括原価約12億6,100万円のうち、一番上の需要家費は約1億6,000万円で、全額を基本料金へ配分します。下の変動費は約1,800万円で、全額を超過料金へ配分いたします。最も大きい固定費は約10億8,300万円で、日本水道協会の算定要領に示された考え方を参考に、基本料金と超過料金へ配分いたします。この固定費をどちらにどの程度振り分けるかによって、各利用者の負担の出方が変わるため、複数の案を比較いたします。この配分が、新しい料金表を作る上で、最も大きな検討のポイントとなります。

経理係長：それでは6ページ、料金体系、基本水量の考え方をご覧ください。大町市では現在、1か月10m³までを基本料金に含む基本水量制を採用しています。日本水道協会発行の水道料金算定要領では、平成24年版より、基本水量を設けないことが原則となっておりますが、当市では、公営簡易水道事業との料金統合を予定しているため、上水道だけを先に廃止すると、料金体系に不整合が生じます。このため、統合までは過渡的な処置として、基本水量を維持し、統合時に廃止する考えとしております。今回、算定要領にそのままあてはめる配分方法がないため、平均改定率、令和7年度の料金収入実績、一般家庭の負担軽減を踏まえた料金案を作成いたしました。料金統合までの間は、現在の制度を前提に、できるだけ納得感のある配分を検討して参ります。

事務局：続きまして、7ページに移ります。水道利用の実態になっております。令和7年度の実績を見ると、13mmと20mmの口径、主に一般家庭での使用が、水道使用料と料金収入、どちらの円グラフを見ていただいても、約8割を占めています。つまり、今回の料金改定では、一般家庭が最も多く影響を受けると同時に、水道事業全体の収入を支える中心的な利用者でもあります。一方、25mm以

上は、アパート、店舗、病院、学校、工場などで多く使われ、口径や使用量も様々です。料金案を考える際には、必要な収入を確保するだけでなく、一般家庭と事業者の負担のバランスを考慮する必要があります。特に、一般家庭の急激な負担増を避けながら、必要な料金収入を確保できるかが重要になります。

経理係長：それでは8ページ、新料金表の検討、3案の全体像をご覧ください。ここからは、具体的な新料金表を3案に分けて比較します。どの案も全体として必要な平均改定率13.3%を確保することは共通しています。違いは、その増額分を基本料金と超過料金にどう配分するかです。本日配布の参考資料もあわせてご検討いただければと思います。案1につきましては、基本料金と超過料金をともに、必要となる13.13%引き上げる一律改定。案2は、令和7年度の料金収入実績と同水準となるよう、基本料金を11%、超過料金を15%とする方式。案3は、一般家庭の負担軽減となるよう、基本料金を据え置き、超過料金のみを24%引き上げる方式でございます。同じ平均改定率でも、配分方法によって、家庭や大口業者への影響が変わります。この3案を、実際の請求額や負担の偏り、将来の料金収入の安定性という観点から順に説明いたします。

9ページをご覧ください。案1、一律改定方式です。まず案1は、現行の基本料金と超過料金の両方に、同じ13.13%の改定率を乗じる方式です。料金体系の構造を大きく変えず、すべての利用者にはほぼ同じ割合で負担をお願いする案です。例えば13mmの基本料金は、月1,320円から1,493円、一般・病院用の超過料金は1^m154円から174円となります。実際の料金では10円未満を切り捨てるため、口径ごとの改定率にはわずかな差が生じますが、基本的には全体を均等に引き上げる考え方です。負担の仕方が単純で、市民の皆様にも説明しやすいことが、この案の大きな特徴です。

事務局：10ページをご覧ください。使用者への影響についてご説明いたします。案1を実際の平均使用水量にあてはめた場合の影響です。一般家庭で多い13mmでは、2か月28.8^m使用した場合、こちらは平均の使用水量となっております。28.8^m使用した場合、請求額は3,990円から4,510円となり、1回あたり520円、年間では3,120円の増加です。20mmでは、2か月、平均的な34.9^mで5,150円から5,830円となり、1回あたり680円、年間で4,080円の増加です。使用量が多い口径ほど増加額は大きくなりますが、改定率そのものは、利用者全体でほぼ同じになるのが、案1の特徴です。少量の使用者から、大口の使用者まで、現在の負担関係を大きく変えずに改定する案と考えることができます。

経理係長：続いて11ページをご覧ください。案2、料金比率実績に基づく改定方式です。案2は、令和7年度の料金収入実績の比率を参考に、基本料金を11%、超過料金を15%引き上げる方式です。案1と比べると、基本料金の上げ幅を少し抑え、その分使用量に応じて支払う超過料金の割合をやや高くしています。13mmの

基本料金は月 1,320 円から 1,465 円、一般・病院用の超過料金は 1 m³ 154 円から 177 円となります。基本料金と超過料金の双方で負担していただきながら、使用量が多い方にやや多く負担いただく考え方の案です。現在の料金収入の構成を踏まえつつ、基本料金への負担をやや抑えた案となっております。

事務局：12 ページをご覧ください。案2の使用者への影響となっております。案2を平均使用水量にあてはめると、一般家庭の13mmでは、2か月の請求額が 3,990 円から 4,480 円となり、1回あたり 490 円、年間で 2,940 円の増加です。20mmでは、5,150 円から 5,810 円となり、1回あたり 660 円、年間 3,960 円の増加となります。一般家庭の負担は、案1よりわずかに抑えられますが、超過料金の改定率が高いため、使用量が多い事業者などでは、案1より負担が大きくなります。家庭への配慮と使用量に応じた負担を組み合わせた案と言えます。つまり、案1と案3の中間に位置し、家庭と大口使用者の負担差を緩やかに設ける考え方となっております。

経理係長：続いて13ページをご覧ください。超過料金のみ改定方式です。案3は、基本料金を現在のまま据え置き、不足する額を超過料金だけ24%引き上げることにによってまかなう方式です。水をあまり使わない方、特に基本水量の範囲内で利用する方には、料金改定による負担増が生じません。一方で、10 m³を超えて使用する水量に対する単価は大きく上がります。一般・病院用では 1 m³ 154 円から 191 円、その他用では 176 円から 218 円となります。一般家庭の負担をできるだけ抑える効果がある反面、使用量の多い事業者や共同住宅などに負担が集中しやすい案です。水を多く使うほど負担が増えるため、使用量に応じた負担を重視する考え方となっております。

事務局：14 ページをご覧ください。案3の使用者への影響を表したものとなっております。案3を平均使用水量にあてはめると、一般家庭の13mmでは、2か月の請求額が 3,990 円から 4,320 円となり、1回あたり 330 円、年間 1,980 円の増加です。20mmでは 5,150 円から 5,700 円となり、1回あたり 550 円、年間 3,300 円の増加です。今までの3案の中では、一般家庭の影響が最も小さくなります。一方、50mmでは、下から3つ目ですけれども、年間約 10 万 8,300 円、100mmでは約 32 万 600 円の増加となる試算で、使用量が多い利用者ほど、負担が大きくなることがこの案の大きな特徴です。一般家庭の配慮という点では優れていますが、事業者等への影響を十分に考える必要があります。

15 ページをご覧ください。3案の比較、使用者区分ごとの請求額となっております。ここでは、3案で負担の出方がどのように変わるかを、一般家庭と大口使用者で比べています。13mmの一般家庭、2か月 28.8 m³、平均値で使用の場合、現行 3,990 円に対し、案1は 4,510 円。続いて右側の案2は 4,480 円。その右の案3は 4,320 円です。一方 50mmの大口使用者、右側の黄土色のグラフですが、2か月 447.4 m³ 平均値では、現行 8 万 1,820 円に対し、案1は

9万2,560円、案2は9万3,660円、案3は9万9,870円となります。同じ平均改定率でも、家庭の負担を抑えるほど、大口利用者の負担が大きくなる関係が見て取れます。どの層の負担を抑えるかによって、別の層の負担が増えるため、全体のバランスを見る必要があります。

経理係長：16ページをご覧ください。最後に、3案を総合的に比較します。案1は、すべての利用者がほぼ同じ率で負担するため、負担が特定の層に偏りにくく、現行の収入構造も維持しやすい案となっております。案2は、一般家庭の負担を少し抑えつつ、使用量が多い方にやや多く負担いただく中間的な案となっております。案3は、一般家庭、とりわけ基本水量以内の利用者への負担を最も抑えられますが、大口使用者への負担が大きく、将来、使用水量が減少した場合には料金収入が減りやすい面もあります。どの点を重視するかが、料金体系を決めるうえで重要な判断となります。単純にどの案が正解ということではなく、市民負担の抑制や公平性、経営の安定性のどこを重視するかにより、案を選択する必要があります。説明は以上です。

会長：ただいま、水道料金の改定について、1案2案3案と説明していただきましたけれども、これについて何かご質問ございますか。事務局より水道料金3案の説明がありましたが、今回の審議委員におかれましては、それぞれの団体の代表者として、審議会に参加していただいておりますので、女性団体連絡協議会のAさん、何かご意見いただけますか。

A委員：私たちは女性団体連絡協議会の時に、1年に1回協議会の報告会をいつも行っております。今年の3月から4月に行ったんですけれども、水道料金は、今のまま現状維持でも経営はすごく厳しい状態の中、こうやってやっているという話をしてきたんです。だけどやっぱり色々な話の中に、必ず大町は水がこんなに豊富で、多いのにどうして安くないの、また、ただになってもいいんじゃないかっていう、みんな分からないのでそういう意見がすごく多い。それでもまだ、すごく大町の水が美味しくて他県と比べ物にならない、そういうことが、私たちの誇りだという方もたくさんいらっしゃるんです。うちの子供たちとか孫が、暮れ、お盆と帰ってきて、ペットボトルを買って用意しておいても、この大町の水が一番おいしいって言って、ほとんどそっちの方は手をつけない。このおいしい水をいただいていることは、そのもとには先ほども言われたように、水道管の老朽化とかを直したり、やっていかなきゃいけない設備の費用がすごくかかるんだなっていうことがこの審議会でも聞いて分かりました。今回の会議では、この美味しくお水をいただくためには、この改定の案として、事業者の人には、ちょっと大変かもしれないんですけれども、私たち年金生活にしてみたら、この第3の超過料金のみという、この方が私はいんじゃないかと思いましたけど、どうですかね。

会長：はい。ご意見ありがとうございました。続きまして、経営者協議会のBさん。
ご意見お願いいたします。

B委員：経営者、企業としてですね、見させていただいてるんですけども、今回、この3つの案を出す前提は、先ほど会長様の最初の挨拶がありましたし、Aさんの言葉にもありましたけども、やはりこのおいしい水を維持していくためには、設備老朽化とか、そういった維持管理が必要だというのはもう重々承知だと思います。さらには、この震災、または昨今のゲリラ豪雨とかですね、多い中で、やはりその水道管が破裂するとか、ということでライフラインがもたないとですね、この大町のおいしい水の価値、未来を考えた場合、大事にしていかななくてはならないと。維持管理をしっかりしていかなくちやいけないなっているのは非常に大切だと思います。今回、その中で、この、料金改定の仕方ですね。需要家費とか、固定費、変動費をですね、どのように振り分けるのかという中で、その固定費が一番大きいわけなんですけども、その固定費っていうのは水道料の量を使う使わない関係なく、やはり全員が水を使うのは、もう一般家庭また企業も同じでございます。なので、そういう観点からしてですね、今回の3つの案を、一般の利用者並びは大口利用者をバランスよく見て改定された資料だと思いますので、私の方としましては、特段この3案に関してですねバランスがいい案として、審議会から出してもいいんじゃないかと思いました。以上です。

会長：はい、ありがとうございました。他にご意見ございますか。
(意見等なし)

ないようでしたら、3案の中から1つの案を選択し、答申書に料金表を添付することになります。この3案の決め方は、委員の皆様の投票による多数決をもって決定してもよろしいでしょうか。

(委員了承)

はい、よろしいですね。投票を行う前に、確認の意味で、もう一度事務局から、この3案の説明をお願いいたします。

経理係長：それでは最後、3つの案につきましてご説明させていただきます。お手元に配布してございます③長野県内19市大北地域の水道料比較についてというカラーA4の縦の表になっている資料をあわせてご確認ください。一番上に案1案2案3と書いてございますけれども、こちら、先ほどからご説明しております、案1から案3を適用した場合に、料金はいくらになるのか。また、その料金が、長野県内の19市では安い方から何番目の順位になるのか。また、下の表は、大北地域での料金はどうなっているのか。また案1から案3にするとどうなるのか、が記載されておりますのでこちらをあわせながら、ご説明をさせていただきます。それでは先ほど資料9ページ10ページをご覧ください。案1につきましては、一律改定方

式といたしまして、現在の料金体系を基本的に維持し、基本料金と超過料金の両方を13.13%と同じ割合で引き上げる案です。すべての利用者に同程度の割合で負担をお願いするため、最も分かりやすく、現在の利用者間の負担関係を大きく変えないことが特徴です。一般家庭で多い13mmでは、平均的な2か月に28.8m³の使用で、請求額は3,990円から4,510円となり、1回520円、年間では3,120円の増加となります。また、県内19市と比較しますと、1か月11m³で1,493円、20m³使用で3,233円、30m³で4,973円となり、いずれも県内平均と同程度か、それを下回る水準となっております。水道料金の構成を現在と大きく変わらないため、利用者全体で広く負担しながら、将来の料金収入を、比較的安定して確保しやすい案と考えております。

続きまして、11ページ12ページ、案2、料金収入実績の比率に基づく改定方式をご覧ください。案2は、基本料金の引き上げを11%に抑え、その分、使用水量に応じて負担する超過料金を15%引き上げる案でございます。案1と比べ、一般家庭など、比較的使用量の少ない方の負担を少し軽くし、水を多く使用する方にやや多く負担をしていただく考え方です。13mmの一般家庭では、平均的な2か月28.8m³の使用で、3,990円から4,480円となり、1回当たり490円、年間で2,940円の増加となり、案1より年間180円負担が軽くなります。県内19市との比較でも、1か月10m³使用で1,465円、20m³使用で3,235円、30m³で5,005円といずれも県内平均を下回る水準です。一方、使用量が多い利用者には案1より負担が増えるため、一般家庭への配慮と使用量に応じた負担のバランスを取った中間的な案と位置付けております。

最後13ページ14ページ、案3、超過料金のみ改定方式をご覧ください。案3は、基本料金を現在のまま据え置き、10m³を超えて使用した部分の超過料金だけを24%引き上げる案です。このため、基本水量である月10m³以内の利用者には、改定による負担増はなく、3案の中で一般家庭や少量使用者への配慮が最も大きい案となっております。13mmの一般家庭では、平均的な使用で3,990円から4,320円となり、1回330円、年間では1,980円の増加に抑えられます。現在19市との比較では、月10m³では1,320円と県内平均を大きく下回り、20m³でも3,230円と平均を下回りますが、30m³では1,140円となり、県内平均をやや上回ります。一方で、大口使用者への負担が大きくなり、使用水量が減少すると、料金収入は減りやすいため、負担の課題と将来の経営安定性が課題となる案となっております。先ほどの県内19市の比較を見ていただきたいのですが、大町市は基本料金が県内14番目となっておりますけれども、基本水量を維持している市についてはやはり基本料金は高くなっている状況になっておりまして、そちらもあわせてご確認いただければと思います。説明は以上です。

会長：はい、ありがとうございました。

企画業務係長：それではこれから投票用紙をお配りします。投票用紙の案1から3の選択する番号を、丸で囲んで、用紙を裏返して机の前の方に置いてください。

なお、無記名でお願いいたします。投票者数が同数の場合は、再度、会長に選択をいただき、決定しいただくことでご了承をお願いいたします。以上になります。

(投票、集計)

企画業務係長：それでは、会議を再開させていただきます。事務局より、投票の結果についてご報告いたします。投票者数、11名全員でございます。案1、3名。案2、6名。案3、2名、投票結果は以上になります。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。それでは投票数が一番多かった案2の方式を当審議会では最適であると判断するということによろしいでしょうか。異論のある方はいらっしゃいますか。

(異論なし)

ご承認ありがとうございます。それでは次に、答申案について事務局より説明をお願いします。

企画業務係長：事務局の佐藤と申します。お手元の資料に基づきまして、まず答申書(案)について、次に答申後のスケジュール案について、順にご説明いたします。

【1. 答申書(案)について】

はじめに、お手元の「大町市水道事業等について(答申)」をご覧ください。今回の答申につきましましては、昨年9月に市長から諮問がありました、「2の水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関する事」について、今年4月の第3回から、本日第6回までの審議内容の答申になります。

次の2ページ目の「はじめに」では、本市の水道事業が、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化といった全国的な課題に加え、市町村合併以来の懸案である上水道事業と簡易水道事業との料金格差という、本市独自の課題に直面している現状を記載しております。将来にわたり、すべての市民の皆様へ安全・安心な水を安定供給し続けるために、持続可能な経営基盤の確立が不可欠であるという認識のもと、審議を進めてまいりました。

次に「2 審議内容」についてご説明します。まず(1)統合の方向性ですが、料金格差の解消と両事業の持続可能性を確保するため、事業統合は避けてはおれないという点を審議していただきました。その上で、市民負担の急激な変化を避けるため、「段階的統合」が最も現実的かつ妥当であると判断いたしました。具体的には、

①上水道事業の料金は、経営健全化のため段階的に改定する。

②公営簡易水道事業の料金は、料金水準が均衡するまで現行水準を据え置く。

③両事業の料金水準が均衡した年度に料金体系を一本化し、その後に事業統合を完了させる。という手順です。

続いて(2)水道料金の改定についてです。現状の料金水準のままでは、令和9年度以降、健全な経営の維持が困難になるという収支予測が示されました。このため、令和9年度から11年度までの3年間を料金算定期間として、「総括原価方式」に基づき算定した結果、将来の施設更新に必要な財源を確保しつつ、市民負担との均

衡を考慮し、現行料金に対し、平均で13%から14%程度の引き上げが必要であるとの結論に至りました。

これらの審議結果をまとめたものが、3ページの「3 答申内容」となります。内容は先ほどご説明したとおり、段階的統合の推進と、令和9年度からの上水道料金の引き上げ、そして簡易水道料金の据え置きを答申するものです。

(1) 統合の方向性について

将来、水道事業と公営簡易水道事業との事業統合を視野に入れ、運営基盤の強化と料金水準の地域格差の解消に取り組むことが適当である。その具体的な方策として、段階的統合を推進することが適当である。

(2) 水道料金の改定について

令和9年度から、上水道事業の水道料金について、現行料金から平均13%から14%の引き上げが適当である。改定後の水道料金は別表1のとおりとすることが適当である。なお、公営簡易水道事業の水道料金については、両事業の料金水準が均衡するまでの間、現行の料金水準及び料金体系を据え置くことが適当である。このような答申内容になります。なお、別表1につきましては、先ほどご承認いただきました案2を料金表にしまして、答申（案）に対するご意見等をまとめたあと、再度委員の皆様へ郵送で答申（案）についてご確認いただきます。

最後に「4 附帯意見」として、答申の実行にあたり特に配慮を求める事項を3点挙げております。

- 1 点目は、市民への丁寧な説明と十分な周知期間の確保。
- 2 点目は、継続した経営効率化とコスト削減への努力。
- 3 点目は、今回の改定を第一歩とし、今後も長期的な視点から料金体系のあり方を含めた抜本的な検討を行うこと、でございます。答申書（案）に関する説明は以上です。

続きまして、答申後のスケジュール案についてご説明いたします。別紙の「答申から新料金適用までのスケジュール（案）」をご覧ください。まず、本日の審議会及び後日郵送により答申の確認後、令和8年9月下旬に、市長へ答申を行います。答申後、速やかに答申書と議事録を市のホームページで公表する予定です。

次に、令和8年12月の市議会におきまして、議会全員協議会の場で、今回の答申内容について説明を行います。その後、令和9年3月の市議会に、水道料金を改定するための給水条例改正案などを提出し、新料金の正式決定を目指します。条例が可決されましたら、広報誌などを通じて、市民の皆様へ広く周知してまいります。そして、新料金の適用開始につきましては、現時点では時期未定とさせていただいておりますが、条例の可決後、市民の皆様への周知期間を十分に確保した上で、令和9年度中の適切な時期に適用を開始する予定です。私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会長：ただいま答申（案）について説明がありました。皆様なにかご質問ご意見ございますでしょうか。

(発言なし)

ないようでしたら、皆さんからいただいたご意見をまとめて、最終的に事務局で答申書を作成します。そして皆様に再度ご確認いただくということでよろしいでしょうか。

(承認)

他に答申案についてなにかございますか。なければ答申案の作成について、事務局にお任せするという事でよろしく願いいたします。

企画業務係長：ありがとうございました。4月の第2回から本日第6回までの審議会での皆さんからいただいたご意見を踏まえまして、答申（案）をまとめ、また修正したものを事務局から郵送で送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。市長への答申につきましては、会長、職務代理人、事務局で9月下旬に答申する予定となりますのでよろしくお願いします。以上です。

会長：それでは最後にもう一度すべての審議事項において、何かご質問ございますか。

(発言なし)

ないようでしたら、本日の審議事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

5 その他

課長：会長、進行誠にありがとうございました。それでは、(5) その他でございますが、今事務局からご説明したとおり、答申については、会長と職務代理人を含め日程調整をさせていただき、決定するという事で、9月末、議会が終わった後を予定しております。本日の次第には書いてございませんが、事務局と調整をさせていただき、市長へ答申を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、その他でございますが、事務局の方からはありません。皆様方から、審議以外で何かございましたら、ご意見ちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言なし)

6 閉会